

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 12 月 7 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500204号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500182号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成18年9月1日から同年12月1日までの期間、平成21年10月1日から同年11月1日までの期間、平成22年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成23年3月1日までの期間、同年4月1日から同年11月1日までの期間及び平成24年1月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月から同年11月までの標準報酬月額については20万円から24万円、平成21年10月、平成22年6月、同年7月、同年9月、同年11月から平成23年2月まで及び同年4月から同年8月までの標準報酬月額については19万円から24万円、平成23年9月、同年10月及び平成24年1月から同年8月までの標準報酬月額については20万円から24万円とする。

平成18年9月から同年11月まで、平成21年10月、平成22年6月、同年7月、同年9月、同年11月から平成23年2月まで、同年4月から同年10月まで及び平成24年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年9月から同年11月まで、平成21年10月、平成22年6月、同年7月、同年9月、同年11月から平成23年2月まで、同年4月から同年10月まで及び平成24年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年3月14日から平成26年12月1日まで

昭和62年3月にA社に入社して平成26年12月1日まで勤務していたが、この間における給与明細書の給与額と実際に同社が届出をした標準報酬月額が相違しているため調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出されたA社の給与明細書及び同社の事業主の回答によると、同社は、当月に支払う給与から当月分の厚生年金保険料を控除しており、請求期間のうち、平成18年9月1日から同年12月1日までの期間、平成21年10月1日から同年11月1日までの期間、平成22年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成23年3月1日までの期間、同年4月1日から同年11月1日までの期間及び平成24年1月1日から同年9月1日までの期間（以下「本件訂正期間」という。）については、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、本件訂正期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、本件訂正期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が本件訂正期間に係る請求者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは明確な回答が得られなかったものの、給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の本件訂正期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件訂正期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、昭和62年3月14日から平成17年1月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から平成18年1月1日までの期間、同年12月1日から平成21年10月1日までの期間、同年11月1日から平成22年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、平成23年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年11月1日から平成24年1月1日までの期間（以下「本件不訂正期間」という。）については、請求者は給与明細書を所持していない上、事業主も貸金台帳を保管していないことから、これらの期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、本件不訂正期間について、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、本件不訂正期間に

ついて、請求者が厚生年金被保険者として本件不訂正期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成 17 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、平成 17 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 18 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 2 月 1 日までの期間については、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額又は同額であるものの、給与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

なお、請求期間のうち、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前の平成 25 年 2 月 1 日から平成 26 年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に基づき算定した標準報酬月額と厚生年金保険の記録が同額（24 万円）であることから、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500482号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500180号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年10月1日から昭和49年9月1日まで
標準報酬月額が昭和47年9月から昭和48年9月までは13万4,000円だったのに、同年10
月から昭和49年8月までは9万8,000円に下がっている。同年9月から13万4,000円にまた
戻っているが、請求期間において給与は下がっていないと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求者の人事記録、賃金台帳等の関連資料は保存していないため、請求者の請求内
容について確認できないと回答しており、請求期間当時の同僚15人に照会し、6人から回答
を得られたが、そのうち、5人は請求者を記憶しておらず、請求者を記憶している1人からは、
請求者の標準報酬月額の変動について回答が得られなかった。

また、上記5人のうち1人は、自身の標準報酬月額も下がっており、A社では、年4回(3
月、6月、9月及び12月)支給されていた臨時給与が昭和48年度から9月支給分が廃止され
て年3回の支給になり、そのために標準報酬月額が変動した可能性があるとして陳述しており、そ
の者から提出された「内部資料C」の写しには、「昭和48年4月「9月臨給」権益を保障させ
廃止」と記載されている。

ところで、標準報酬月額の算定の対象となる報酬の範囲について、昭和36年2月1日以降
は、賞与、臨時給与等の名称を問わず、同一性質を有すると認められるものが、年間を通じ4
回以上支給される場合は、報酬に該当するとされていた。

なお、A社の事業所別被保険者名簿によると、請求者と同時期に被保険者資格を取得した複
数の同僚に係る昭和48年10月以降の標準報酬月額は、請求者と同様に減額の傾向を示してい
る上、同被保険者名簿の記録が訂正された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間において厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等は
所持していないとしている。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500465号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500181号

第1 結論

請求期間について、請求者のA県B教育事務所(現在は、A県C教育事務所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月1日から同年6月1日まで

昭和62年5月7日から平成元年3月30日まで、A県B教育事務所(以下「教育事務所」という。)の臨時的任用教職員に採用され、A県内の市立小学校で学級担任として継続して勤務していた。公立学校共済組合員期間には含まれた請求期間が空白となっているが、厚生年金保険の被保険者だったと思うので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金給付に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「履歴書」の写し及び教育事務所の回答により、請求者は教育事務所において昭和62年5月7日にA県内の市立小学校教員として臨時的に任用され、その後同年9月6日、昭和63年4月1日及び同年10月1日に任用期間を更新して平成元年3月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、公立学校共済組合A支部から提出されたA県教育委員会教育長及び公立学校共済組合A支部長の連名で各所属所長に宛てた昭和63年2月5日付け「臨時的任用教職員の共済組合員資格等について(通知)」及び同年4月20日付け「昭和62年12月31日以前に採用された臨時的任用教職員の共済組合員資格について(通知)」によると、請求者は請求期間において厚生年金保険被保険者とすべきであったことがうかがわれ、教育事務所及び公立学校共済組合A支部は、「臨時的任用教職員の共済組合員資格の取扱いが昭和63年4月1日に変更されたことにより、請求者は請求期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得すべき者であった。」と回答している。

しかしながら、教育事務所は「社会保険事務所(当時)への請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届の提出、請求期間における請求者の給与からの保険料控除については、当時の資料が保管されていないため不明。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。